

能代市物品等応募型指名競争入札の参加者の募集について

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加者を公募する

1	発注番号	第2-142号
2	公募日	令和7年10月14日
3	契約担当者	能代市長 齊藤 滋 宣
4	件名	能代市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務委託
5	業務場所	能代市役所
6	履行期間	契約締結日～令和8年3月31日
7	当該業務の主管課	市民福祉部 長寿いきがい課 電話番号 0185-89-2157 ファクシミリ番号 0185-89-1791
8	物品又は委託の種別	委託(総額入札)
9	主な仕様(概要)	基礎的な地域データ及び資料の整理分析 ほか ※設計、仕様等の詳細については、公募文とともに全てホームページに掲載しています
10	入札参加資格要件	<p>入札に参加する者に必要な要件は、応募型指名競争入札基本事項1のほか、次の要件を満たす者であること</p> <p>(1) 令和6・7年能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿に「①指名競争入札及び随意契約」で掲載されている者であること</p> <p>(2) 東北6県内に契約の締結できる営業所を有していること</p> <p>(3) 国、秋田県及び本市の指名停止措置を受けていないこと</p> <p>(4) 専門的な立場で介護・高齢者福祉施策について提言できる、業務責任者1名と業務担当者1名を配置できること</p> <p>(5) 過去3年間(令和4～令和6年度)において、秋田県内市町村との「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に関する契約履行実績を1件以上有すること</p> <p>(6) 過去3年間(令和4～令和6年度)において、秋田県内市町村との①、②のいずれかに関する契約履行実績を1件以上有すること(計画策定まで含む)</p> <p>①障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画 ②地域福祉計画</p> <p>(7) JISQ27001(情報セキュリティマネジメントシステム)またはJISQ15001(プライバシーマーク取得)を審査登録後、4回以上更新していること</p>
11	入札に関する注意事項	入札金額は総額とする
12	入札予定日	令和7年10月28日 (火) 午後2時00分 入札までのスケジュールは別紙のとおり
13	入札の場所	能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室
14	その他	<p>(1) 応募型指名競争入札基本事項のとおり</p> <p>(2) ア 同種業務履行実績調書 10(5)の実績を証する書類(契約書等の写し)</p> <p>イ 同種業務履行実績調書 10(6)の実績を証する書類(契約書等の写し)</p> <p>ウ 10(7)の登録者であることを証する書類(過去4回更新分の登録証の写し)</p>

入札スケジュール

件名：能代市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務委託

	手続等	期間・期日・期限等	手続きの方法等
1	設計図書等の閲覧・貸出	令和7年10月14日（火） 正午から 令和7年10月16日（木） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項2のとおり
2	設計図書等に対する質問の受付	令和7年10月14日（火） 正午から 令和7年10月16日（木） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項2のとおり 提出先:業務主管課
3	申込書類の受付	令和7年10月14日（火） 正午から 令和7年10月20日（月） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項3のとおり
4	設計図書等に対する質問への回答	令和7年10月20日（月） 午前9時までに回答書を作成し、供覧	基本事項2のとおり
5	指名通知・非指名通知	令和7年10月22日（水）	基本事項4のとおり
6	入札予定	令和7年10月28日（火） 午後2時00分 会場：能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室	基本事項5のとおり

物品等応募型指名競争入札参加申込書

令和 年 月 日

能代市長 齊 藤 滋 宣 様

住 所
申込者 商号又は名称
代表者氏名
(名簿登録番号)

次の物品及び委託等に係る応募型指名競争入札に参加したいので、申し込みます。

なお、公募に示された入札に参加する者に必要な要件(指名停止を受けていないこと等)を満たし、地方自治法施行令第167条の4(ただし、第2項は他の地方公共団体に限る)に該当しないこと及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

発注番号	第2-142号		
物品(業務)名	能代市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務委託		
本入札に関する 連絡先	担当者名		
	電話番号		FAX番号

同種業務履行実績調書

商号又は名称

業 務 名			
発 注 者 名		受注形態	J V ・ 単 体
業 務 場 所		契約金額	円
契 約 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
業務の概要			

- (注) 1 入札に付する業務の業務概要と同種の業務の履行実績について、入札公告に示した資格条件に関して的確に判断できるよう具体的に記載すること。
- 2 業務場所は、都道府県名および市町村名を記入すること。
- 3 J Vで履行した業務について、出資比率20%以上の場合のみ業務実績として認めるので、協定書の写しを添付すること。
- 4 能代市発注以外の業務については、契約書の写し及び業務概要の分かるもの(設計書等の写し)を添付すること。

入札書(第 回)

令和 年 月 日

能代市長 齊藤 滋宣 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

下記のとおり能代市財務規則に基づいて入札します。

記

委 託 名	能代市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務委託
入 札 金 額	¥
入 札 保 証 金	能代市財務規則第112条第1項第3号により免除
備 考	

応募型指名競争入札基本事項（物品・委託等）

- 1 入札に参加する者に必要な要件
 - (1) 本市の能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿（以下、資格者名簿という。）に登録されている者であること。
 - (2) 入札参加申込期限の日から落札決定の日までの間において、国、秋田県及び本市の指名停止措置を受けていないこと。
※落札決定の日は、入札日をいう。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。

- 2 仕様書等に関すること。
 - (1) 仕様書等の閲覧及び貸出しは次によるものとする。

ア 閲覧又は貸出場所	能代市総務部契約検査課
イ 閲覧又は貸出時間	4時間以内
ウ その他	設計図書は破いたり、汚すことのないよう十分注意すること。
 - (2) 仕様書等に関する質問は、次によるものとする。

ア 質問方法	簡易なものを除き、書面（任意様式）を作成し、原則としてファクシミリで送付すること。
イ 提出先	物品・委託等の業務主管課
 - (3) 質問に対する回答は、契約検査課において供覧を行う。又、質問があった場合は能代市のホームページに掲載する。

- 3 入札参加申込等に関すること。
 - (1) 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、能代市物品等応募型指名競争入札参加申込書を市長に提出すること。
 - (2) 申込書類の入手方法

ア 交付場所	能代市総務部契約検査課
電話番号	0185-89-2222
	※能代市のホームページからダウンロードすることもできます。
イ 交付費用	無料
 - (3) 申込書類の作成
申込書類の作成に当たっては、申込書類に示す注意書きを遵守すること。
 - (4) 申込書類の提出及び受付

ア 提出方法	持参又は書留郵便によること。
イ 提出先	能代市総務部契約検査課又は二ツ井地域局総務企画課
 - (5) 入札参加の辞退
入札参加申込書等を提出した者は、当該申込書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、入札前にあつては入札辞退届を、入札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

- 4 指名通知等
 - (1) 指名通知
申込書類の確認の結果、適当と認められた者に対しては、ファクシミリにより通知する。
 - (2) 非指名通知
申込書類の確認の結果、指名されなかった者に対して、能代市物品等応募型指名競争入札

非指名通知書により、理由を付して通知する。

※ 上記（１）又は（２）の通知が入札予定日の２日前の時点でも届かない場合は、必ず契約検査課に問い合わせること。

5 入札、落札決定に関する注意事項

- （１）能代市財務規則（以下「規則」という。）、能代市物品等入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- （２）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等相当額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約予定金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税等相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- （３）入札書を郵送する場合は、書留によるものとし、入札日時までに到着したもので、１枚（１回分）とする。（ただし、原則として再度入札には参加できないものとする）
- （４）入札に参加しようとする者が、入札参加資格確認の日から落札決定の日までの間に、入札に参加する者に必要な資格を失ったときは、その者は入札に参加することができない。既に入札書を提出している場合、その入札書は無効とする。
- （５）落札決定から契約締結までの間において、落札者が１に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

6 契約の締結に関すること

- （１）契約締結時期は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して７日以内とする。
- （２）契約保証金については、規則第１２７条の規定による。

7 その他必要な事項

- （１）申込書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。
- （２）提出された申込書類は返却しない。
- （３）申込書類の審査基準日は、入札参加申込期限の日とする。
※新たに資格者名簿への登載を申請する場合は、仕様書等閲覧期限の日までに物品等指名競争入札等参加資格申請書を提出しなければならない。
- （４）履行（納入）期限は、事情により変更することがある。
- （５）契約金額は、完成検査後、請求を受けた日から３０日以内に支払う。
※測量士等（所得税法第２０４条第１項第２号に掲げるもの）の業務に関する報酬又は料金については、その支払の都度所得税及び復興特別所得税を源泉徴収します。
- （６）申込書類の作成及び提出についての問い合わせ先

能代市総務部契約検査課

電話番号 ０１８５－８９－２２２２

ファクシミリ番号 ０１８５－５４－６４６０

部長		次長		課長				検算者		設計者	
----	--	----	--	----	--	--	--	-----	--	-----	--

設 計 書

能代市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務委託

一金 円也

仕様概要

- (1) 基礎的な地域データおよび資料の整理分析
- (2) アンケート調査
- (3) 計画策定委員会の運営支援
- (4) 介護・高齢者福祉施策に係る先進事例の提供
- (5) 法律や制度などの動向・法令改正に関する情報提供
- (6) 介護関係基準条例の整備支援業務

細 目	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
1 研究員費	主任研究員		人日			
	研究員		人日			
2 調査研究費		1.0	式			
3 資料作成費		1.0	式			
4 発送関連費		1.0	式			
5 一般管理費		1.0	式			
小 計						
消費税相当額	10.0%					
合 計						

細目	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
1 研究員費	主任研究員		人日			
	研究員		人日			
2 調査研究費	調査票入力・集計・分析		一式			
	その他調査研究費		一式			
3 資料作成費	報告資料作成費		一式			
4 発送関連費	調査票印刷費		一式			
	発送用封筒作成費		一式			
	返信用封筒作成費		一式			
	調査票封入封滅作業		一式			
5 一般管理費			一式			

能代市高齢者福祉計画・
第10期介護保険事業計画策定支援業務委託

能代市長寿いきがい課

業務仕様書

1. 業務の名称

能代市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務委託（以下「本業務」という）

2. 業務の目的

本業務は、「高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画」（以下「第10期計画」とする。）を策定するにあたり、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生きがいを持って生活を送れるよう本市の現状や課題、住民の高齢者福祉・保健・介護保険制度に関するニーズ等を的確に捉えつつ、地域包括ケアシステムのより一層の充実と、介護予防・日常生活支援総合事業の拡充、医療と介護の連携など、急速に進む人口減少・少子高齢化といった時代の潮流や取り巻く環境に対応し、市の総合計画や国の制度改正等とも整合性を図りつつ、中長期的な視点に立ち、地域の実態に即した持続可能な計画を策定する必要があるため、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者がこの支援業務を委託するものとする。

3. 計画期間

令和9年度から令和11年度（3年間）

4. 業務の履行期間

契約日から令和8年3月31日まで

5. 提出書類

受注者は本業務の着手する前に次に掲げる書類を提出し、発注者の承認を得るものとする。

- 1) 業務委託契約書
- 2) 着手届及び業務工程表
- 3) 業務責任者・業務担当者等通知書（経歴書添付）
- 4) 業務責任者が保有すべき同種業務受託実績及び類似業務受託実績を証明する書類
- 5) JISQ27001(ISMS)もしくは ITSQ15001(P マーク)を取得後4回以上経過していることを証明する認定証の写し
- 6) その他必要書類

6. 配置技術者

本業務において、専門的な立場で介護・高齢者福祉施策について提言できる業務責任者（1名）、業務担当者（1名）を配置するものとし、本業務の着手時に次の事項を証明する

書面（契約書の写し）と合わせて配置技術者届を発注者に提出するものとする。

また、本業務の統括責任者となる業務責任者は、同種業務の実績（計画策定まで含む）を有する者とする。

1) 同種業務の定義は以下のとおりとし、いずれも秋田県内の受注実績とする。また受注実績はすべて過去3年間（令和4年度～令和6年度に業務完了）のものとする。

- ・同種業務1 = 高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画
- ・同種業務2 = 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画
- ・同種業務3 = 地域福祉計画

※同種業務1を必須とし、秋田県内で1件以上、2～3の実績はいずれか1件以上とする。

2) 本業務中に選任した配置技術者を変更すべき事由が生じた場合には、発注者に速やかに申し出、その許可を得たうえで配置技術者変更届を提出するものとする。

7. 貸与資料及び情報セキュリティポリシーの遵守、情報処理遂行体制

本業務を遂行するため、発注者が保有する資料が必要な場合には、業務責任者または担当技術者に、借用書と引き換えに貸与するものとする。

受注者は、本業務において発注者の情報資産の安全性を確保するものとする。特に、個人情報情報の漏洩が起きないように細心の注意を払うものとし、企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならないものとする。具体的には、情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格である JISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム）もしくは JISQ15001（プライバシーマーク取得）に審査登録がなされているとともに、機密保持に関する社内規程を設けていることとする。

また公的資格である JISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム）もしくは JISQ15001（プライバシーマーク取得）は審査登録後、その運用方法が確立されていること、点検がしっかりなされており、審査登録が更新されていることを証明するため、取得後4回以上更新していることを条件とし、そのことを証明する書類（認定証の写し）を作業着手前に発注者に提出し、承認を得るものとする。

8. 打ち合わせ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と監督員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度受注者が書面（打ち合わせ記録簿等）に記録し、相互に確認することとする。

9. 秘密の保持

受注者は、本業務を遂行する上で知り得た情報について、最新の注意を払うものとし、いかなる場合にも情報の漏洩をしてはいけない。

10. 著作権の帰属

本業務で作成された計画書等のデータの著作権については発注者に帰属するものとする。

11. 委託業務の内容

(1) 基礎的な地域データ及び資料の整理・分析

高齢者福祉・介護保険をめぐる施策動向、能代市の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、高齢者の現況動向及びサービスの利用状況等について、発注者が提供するデータや資料及び「見える化」システム等の国の情報をもとに整理分析を行う。

<基礎統計データ>

- ①介護保険事業状況調査（要介護度別認定者数、居宅サービス利用者等）
- ②国勢調査関連調査（高齢者人口、高齢夫婦世帯数、高齢者単身世帯比等）
- ③住民基本台帳調査（住民基本台帳世帯伸び率、自然増加率、社会増加率等）
- ④保健衛生関連調査（疾病率、受療率、医療費等）

(2) アンケート調査

調査票の内容は、国が示す各種調査に係る手引き等に十分留意し、調査票の設計から結果の集計及び分析、報告書の作成までの次に挙げる業務を行う。

A. 日常生活圏域ニーズ調査

- ①対象者数 一般高齢者及び要支援者 3000件
- ②調査項目 国が示す「日常生活圏域ニーズ調査」の調査項目に加え、能代市独自の調査項目を発注者と受注者で協議の上、調査項目を決定する。
- ③調査方法 郵送による配布・回収とし、郵送料は発注者が負担する。回収に係る郵送方法は料金受取人払とし、回収先は発注者、回収率は60%を想定する。
- ④調査結果の集計・分析・考察
回収した調査票からデータの入力を行い、単純集計及びクロス集計を実施する。なお、自由回答欄における内容も入力し、分析方法を発注者と受注者で協議の上、集計・分析・考察を実施する。
また、国から示される「データ送信用ファイル入力仕様書」に従って入力したデータファイルを作成し、地域包括ケア「見える化」システムに登録できるよう支援する。
- ⑤調査結果報告の作成
調査結果報告書の構成は、発注者と受注者で協議の上、A4版両面刷にわかり易い表やグラフを用いて作成する。

B. 在宅介護実態調査

- ①対象者数 要介護1～5の認定を受けている方 1000件程度（調査員調査：500件程度、郵送調査：500件程度）
- ②調査項目 国で示す「在宅介護実態調査」の調査項目に、能代市独自の調査項目を加

えたもので、発注者と受注者で協議の上、調査項目を決定する。

③調査方法 介護認定更新の申請に基づいて行われる訪問調査の調査員による聞き取り調査及び郵送による調査を併用して行う。

④調査結果の集計・分析・考察

回収した調査票からデータの入力を行い、単純集計及びクロス集計を実施する。なお、自由回答欄における内容も入力し、分析方法を発注者と受注者で協議の上、集計・分析・考察を実施する。また、調査員の聞き取り調査で回収した調査票に関しては、国が提供する「自動集計分析ソフト」を活用して、分析も行う。

⑤調査結果報告の作成

調査結果報告書の構成は、発注者と受注者で協議の上、A4版両面刷にわかり易い表やグラフを用いて作成する。

【各種調査における業務分担について】

発注者の業務

- ①実施方針の確定
- ②調査票の検討及び修正指示
- ③調査票の確定
- ④サンプリングの実施、宛名ラベル作成
- ⑤在宅介護実態調査における訪問聞き取り調査
- ⑥アンケートの配布・回収経費負担（回収率はいずれも60%程度を想定）
- ⑦回収アンケートの管理
- ⑧調査結果報告書原案の検討及び修正指示
- ⑨調査結果報告書の確定

受注者の業務

- ①調査票原案の設計及び作成と補修正
- ②調査票（2種）の印刷
- ③発送用・返信用封筒の手配
（能代市の指定する郵便事業会社への料金後納申請手続きも含む）
- ④調査票封入、封緘作業
- ⑤回収アンケートの整理、データ入力、自由記述回答の入力（2種）
- ⑥自由記述回答部分の整理
- ⑦単純集計・クロス集計の実施、分析
- ⑧調査結果報告書の作成と補修正
- ⑨調査結果報告書の提出、結果報告
- ⑩「見える化」システムへの登録に係るデータ作成支援

（3）計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会（令和7年度1回開催予定）の

運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに必要に応じて出席（リモート出席も含む）し、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。

（４）介護・高齢者福祉施策に係る先進事例の提供

計画策定に伴う各検討組織及び発注者において、施策を検討する際の資料とするため、全国都市の特色ある施策の事例提供を行う。事例提供内容は類似団体等の比較検討を実施するため、当該団体の面積、人口などの基本情報はもとより、施策の事業期間・総事業費・担当部局名をはじめ、目的・特色・関係条例名などの先進事例を約 30 件程度、提供すること。

（５）法律や制度などの動向に関する情報提供

福祉分野に関する法律改正、制度変更はめまぐるしく動いており、本計画を策定するうえでも、法律や制度の動向を常に把握し、計画への記載事項等を検討していく必要がある。

本業務の期間内において、法律改正や制度変更の情報をとりまとめ、逐次情報提供すること。情報提供内容は「対象法令名、関係省庁、可決成立年月日、法律概要・制度概要等」を分かりやすくとりまとめ、地域福祉に関する分野及び能代市が把握しておくべき分野を網羅することとする。

（６）介護関係基準条例の整備支援業務

関係法令の動向や概要、条文等の情報提供、例規整備 F A Q、他団体の事例提供など、必要となる情報提供を随時行うものとする。

情報提供として想定している主な資料一覧は以下のとおりとする。

- ・【例規整備資料】指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所等の指定に関する様式の標準化に係る省令改正
- ・【例規整備資料】介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式及び厚生労働省が示す標準様式
- ・【例規整備資料】アナログ規制（フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制）の見直しに係る介護基準省令等の改正
- ・ 介護サービス基準省令の改正と条例改正例の紹介
 - 【改正後全文】01_指定地域密着型サービス基準条例
 - 【改正後全文】02_指定地域密着型介護予防サービス基準条例
 - 【改正後全文】03_指定介護予防支援等基準条例
 - 【改正後全文】04_指定居宅介護支援等基準条例
 - 【参考】基準省令・モデル条例_条番号対照表
 - 【参考】地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス_各サービス規定対応表
 - 【条文対照表】01_指定地域密着型サービス基準

【条文対照表】02_指定地域密着型介護予防サービス基準

【条文対照表】03_指定介護予防支援等基準

【条文対照表】04_指定居宅介護支援等基準

モデル条例改め文例

(7) 法令改正による情報提供

介護保険法を中心に福祉関係法令と本計画内容の整合性を図ること。特に介護保険関連法等の一部を改正する法律を中心に、今後、福祉関連法令が改正される都度、その改正箇所が引用されている能代市の例規の条項を随時指摘すること。改正された法令を新旧対照形式（横書き）で提示すること。

※法令については官報を参照すること。

※例規に関しては能代市のホームページを参照すること。

※施行規則等も含むものとする。

※福祉関係法令すべてを対象とする。

12. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 日常生活圏域ニーズ調査に係る調査票、配布回収封筒一式
- (2) アンケート調査報告書（A4版120ページ程度）・・・1部
- (3) アンケート調査報告書電磁データ
（PDF形式によるCD-R又はDVD-R）・・・1部
- (4) アンケート調査回答入力データ電磁データ
（エクセル又はCSV形式によるCD-R又はDVD-R）・・・1部
- (5) 委員会に係る会議資料及び議事録に係る電磁データ
（PDF及びワード形式によるCD-R又はDVD-R）・・・1部
- (6) 先進事例提供資料（電磁データ納品）
- (7) 法律や制度などの動向資料（電磁データ納品）
- (8) 介護関係基準条例解説資料及び対象例規の「省令・モデル条例・条例」の条文対照表
（電磁データ納品）
- (9) 福祉関連法令の新旧対照表及び引用例規一覧表（電磁データ納品）
- (10) その他発注者が必要とする資料及び関係データ

13. その他

当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、発注者と協議の上、本業務内容を変更することができる。また本仕様書内に明示できないものについては、必要に応じ、発注者と協議し、決定することとする。